

区からのお知らせ

SUGINAMI INFORMATION

保険・年金

保険料の免除・猶予期間がある方の追納制度

国民年金保険料の免除(全額・一部)や納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納めた場合と比べて、将来受け取る年金額が少なくなります。しかし、これらの期間の保険料は、10年以内であれば、さかのぼって納める(追納)ことで、年金額を増額することができます。また、納めた保険料の全額が社会保険料控除の対象となります。

保険料を追納する場合は、杉並年金事務所へ申し込んでください(郵送可)。承認された場合は、通知書と納付書が送付されます。

なお、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合には、経過期間に応じた加算額が当時の保険料額に上乗せされます。また、承認を受けた期間のうち、原則、

① 感染症防止対策

区立施設・区事業を段階的に再開しています。利用者・参加者の皆さんも下記の対策にご協力をお願いいたします。

- 体調不良時の利用自粛
- マスク着用や手洗い・手指消毒の励行
- ソーシャルディスタンスの十分な確保
- 室内の定期的な換気
- 大声での発声、歌唱、声援等が生じる活動の自粛

古い期間からの納付になります。

☎杉並年金事務所 ☎3312-1511

募集します

ファミリーサポートセンター協力会員

☑ 保育園・学童クラブなどへの送迎やそれに伴う子どもの預かり、保護者の外出時などの子どもの一時的な預かり(会員宅や児童館などで)ほか ▶ 謝礼=1時間800円(早朝・夜間1000円) ☑ 区内または区に隣接する区市在住の20歳以上で、各研修に参加できる方 ☑ 電話で、杉並区社会福祉協議会 ☎5347-1021 ☑ 会員登録後、1月26日(火)の研修会に参加。詳細は、お問い合わせください

【重要なお知らせ】

新型コロナウイルスの感染状況によっては、本紙および過去の「広報すぎなみ」掲載の催しや募集の内容等が中止または延期になる場合があります。最新情報は、各問い合わせ先にご確認いただくか、区ホームページをご覧ください。



その他

スポーツ推進委員が新たに5名決まりました

スポーツ推進委員は、地域の皆さんの自主的なスポーツ・レクリエーション活動を推進し、スポーツによる地域づくりを目指して活動する地域スポーツのコーディネーターです。現スポーツ推進委員16名と共に、スポーツに関する身近な相談に応じ、情報を提供します。お気軽にご相談ください。

◆第30期(2・3年度)杉並区スポーツ推進委員(住所)伊藤京子(和田)、川島光代(成田東)、鈴木茂之(荻窪)、古屋亮輔(上荻)、八代光正(高井戸東) ☑ スポーツ振興課事業係

税務署からのお知らせ

—— 問い合わせは、杉並税務署 ☎3313-1131、荻窪税務署 ☎3392-1111へ。

e-Tax(イータックス)申告について

杉並・荻窪税務署では、2年分の確定申告書作成会場を2月1日(月)に開設しますが、会場の混雑(3密)回避のため入場整理券を配布します。配布状況によっては後日の来場をお願いする場合があります。新型コロナウイルス感染防止の観点からも、自宅等からe-Tax(国税電子申告・納税システム)をご利用ください。申告書は国税庁ホームページで作成・印刷できます。

2年分確定申告から
青色申告特別控除額が変わります

現行の65万円から55万円に変更となります。
ただし、自宅等のパソコンから、e-Taxで確定申告書・青色申告決算書等のデータを提出(送信)すると、引き続き65万円の控除が受けられます。

e-Taxの利用手順

STEP1 「国税庁ホームページ」へアクセス

所得税・消費税・贈与税の申告書、収支内訳書や青色申告決算書を作成できます(所得税の申告書は、スマートフォンやタブレット端末でも作成できます)。

STEP2 申告書を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます。自動計算なので計算誤りはありません。

STEP3 e-Taxで送信して提出

① マイナンバーカードを使って送信

マイナンバーカード、ICカードリーダライタまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンをご用意ください。

② IDとパスワードで送信

ID・パスワードを取得するには、事前の届け出が必要です。届け出をする場合は、申告する本人が顔写真付きの本人確認書類を持参の上、近くの税務署にお越しください。



1月の各種相談

内容	日時・場所・対象・定員ほか	申し込み・問い合わせ
住まいの修繕・増改築無料相談★	☎1月8日(金)・15日(金)・18日(月)・22日(金)・25日(月)・29日(金)午後1時~4時 ☑ 区役所1階ロビー	☎東京土建杉並支部 ☎3313-1445、区住宅課
書類と手続き・社会保険に関する相談会★	☎1月8日(金)午後1時~4時 ☑ 区役所1階ロビー ☑ 関係資料がある場合は持参	☎東京都行政書士会杉並支部 ☎0120-567-537、東京都社会保険労務士会中野杉並支部 ☎6908-8046、区政相談課
行政相談★	☎1月8日(金)午後1時~4時 ☑ 区政相談課(区役所東棟1階) ☑ 国の仕事等(年金・福祉・道路など)の苦情・相談	☎区政相談課
マンション管理無料相談	☎1月14日(木)午後1時30分~4時30分 ☑ 区役所1階ロビー ☑ 区内在住のマンション管理組合の役員・区分所有者等 ☑ 3組(申込順)	☎杉並マンション管理士会 ☎http://suginami-mankan.org/から申し込み。または申込書(区ホームページから取り出せます)を、同会事務局 ☎3393-3652へファクス ☑ 同会事務局 ☎3393-3680、区住宅課空家対策係
弁護士による土曜法律相談	☎1月16日(土)午後1時~4時 ☑ 相談室(区役所西棟2階) ☑ 12名(申込順) ☑ 1人30分	☎電話で、1月12日~15日に専門相談予約専用 ☎5307-0617(午前8時30分~午後5時)。または直接、区政相談課(区役所東棟1階)で予約 ☑ 同課
建築総合無料相談会・ブロック塀無料相談会★	☎1月19日(火)午後1時~4時 ☑ 区役所1階ロビー ☑ 図面などがある場合は持参。ブロック塀無料相談会は、ブロック塀の現況写真等を持参	☎東京都建築士事務所協会杉並支部 ☎6276-9208、区市街地整備課耐震改修担当
専門家による空き家等総合無料相談	☎1月21日(木)午前9時20分・10時15分・11時10分 ☑ 相談室(区役所西棟2階) ☑ 区内の空き家等の所有者等(親族・代理人を含む) ☑ 各1組(申込順) ☑ 1組45分	☎電話または直接、住宅課空家対策係(区役所西棟5階)。または申込書(区ホームページから取り出せます)を、1月19日(必着)までに同係 ☎5307-0689へ郵送・ファクス ☑ 同係
不動産に関する無料相談	☎1月21日(木)午後1時30分~4時30分 ☑ 区役所1階ロビー	☎電話で、東京都宅地建物取引業協会杉並支部 ☎3311-4937(平日午前9時~午後5時(祝日を除く)) ☑ 同支部、区住宅課

※★は当日、直接会場へ。

凡例 ☎日時 場場所 内容 講師 対象 定員 費参加費(記載のないものは無料) ☑申し込み(記載のないものは直接会場へ)
☎問い合わせ 他その他 ☑Eメールアドレス ☎ホームページアドレス

税や保険料を金融機関等の窓口でなく 納付できます

1月4日から、税や保険料について新たにペイジーでの納付を開始するとともに、モバイルレジの利用対象を拡大します。

※1月中に区から送付される納付書には、ペイジーでの納付に対応していない場合があります。ペイジーでの納付をご希望の場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

開始するサービスと対象となる税・保険料

納付方法	対象となる税・保険料
Pay-easy (ペイジー)	特別区民税・都民税 (普通徴収・特別徴収)、軽自動車税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料
モバイルレジ (インターネットバンキング)	特別区民税・都民税 (特別徴収)、後期高齢者医療保険料、介護保険料 ※特別区民税・都民税 (普通徴収)、軽自動車税、国民健康保険料は実施済み。

詳細は、区ホームページ (右2次元コード) の「納付方法の説明」をご覧ください。



問い合わせ

- 特別区民税・都民税 (普通徴収) = 納税課管理係 ☎5307-0637
- 特別区民税・都民税 (特別徴収) = 課税課特別徴収係 ☎5307-0630
- 軽自動車税 = 課税課税務管理係
- 国民健康保険料 = 国保年金課国保収納係 ☎5307-0644
- 後期高齢者医療保険料 = 国保年金課高齢者医療係 ☎5307-0329
- 介護保険料 = 介護保険課資格保険料係 ☎5307-0654

ペイジー、モバイルレジとは

税や保険料を金融機関やコンビニエンスストア等の窓口でなく、納付できるサービスです。



● Pay-easy (ペイジー)

パソコン、スマートフォン、携帯電話から納付書の納付番号等を入力することで、インターネットバンキングまたはモバイルバンキングを利用して納付することができます。また、金融機関のATMから現金またはキャッシュカードで納付することもできます。



▲ペイジーホームページ



ペイジーマーク

- ※ペイジーマークが印字されている納付書が必要です。
- ※ペイジー納付書発行日の翌日の午前9時から利用できます。

● モバイルレジ (インターネットバンキング)

専用のアプリをスマートフォンでダウンロードし、納付書に印字されたバーコードをスキャンすることで、インターネットバンキングを利用して納付することができます。



▲モバイルレジホームページ

4月1日(木)から

介護保険 \ 一時的な負担が少なくなります! / 住宅改修費・特定福祉用具購入費の 支給方法に **受領委任払い** が追加されます



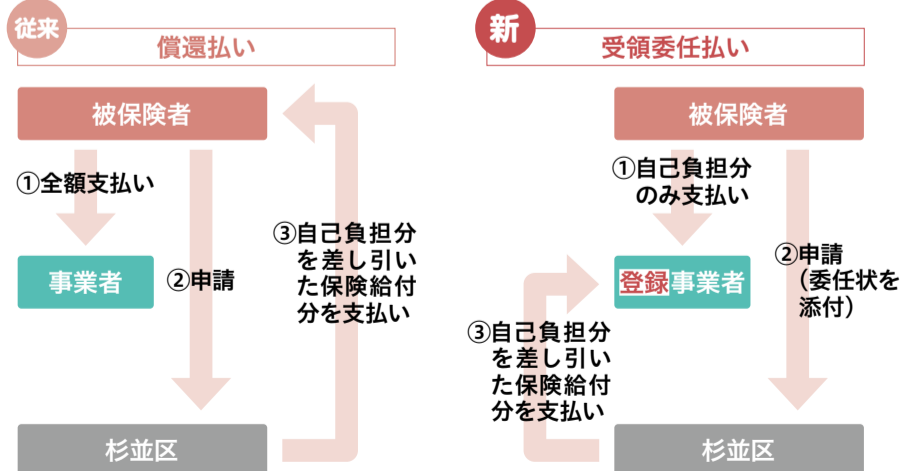
—— 問い合わせは、介護保険課給付係へ。

受領委任払い制度について

介護保険制度では、住宅改修を行ったときや特定福祉用具を購入したときは、被保険者がいったん全額を業者に支払い、その後、自己負担分を差し引いた金額が返ってくる「償還払い」が原則となっています。

区では、被保険者は自己負担分のみを業者に支払い、残りの金額を区が事業者へ支払う「受領委任払い」制度を新たに開始します。従来の償還払いよりも一時的な負担が少ないことが特徴です。

※4月1日以前に既に住宅改修の事前申請をしている場合、または特定福祉用具を購入している場合は制度の対象となりません。



● 利用者要件

申請時に、次の①～④に該当する被保険者 (介護保険被保険者証等で確認できます)

- ①住宅改修・特定福祉用具の購入を、事業者登録を受けている事業者へ依頼する
- ②介護保険の新規・区分変更の申請中または入院中でない
- ③介護保険被保険者証に支払方法の変更、保険給付差し止め、給付額減額等の記載がない
- ④住宅改修費等について、「杉並区高額療養費等資金貸付条例」による資金の貸し付けを受けていない

※申請方法等の詳細は、改めて区ホームページに掲載する予定です。



事業者登録について

区の受領委任払い制度取り扱い事業者として登録を希望する場合は、事前にお問い合わせください。

※2月1日(月)から受け付け開始予定。1月21日(木)・26日(火)に説明会を実施。

キラリと光る職人の技!

おめでとうございます

2年度杉並区技能功労者表彰

2年12月10日(木)、「2年度杉並区技能功労者表彰式」を行い、60歳以上で優れた技能を持ち、永年にわたり後進の模範となっている方々15名を表彰しました。

——問い合わせは、産業振興センター就労・経営支援係☎5347-9077へ。



職種	氏名	事業所住所
大工職	大野 光行	井草3丁目
楽器製造工職	桂 敏明	松庵3丁目
左官職	神田 勝司	下井草3丁目
クリーニング師	近藤 信男	方南2丁目
製めん職	齋藤 文一	上荻4丁目
クリーニング師	高木 直	荻窪5丁目
はり・きゅう・あん摩 マッサージ指圧師	高瀬 好春	高井戸東3丁目

職種	氏名	事業所住所
調理師	田口 昭作	大宮1丁目
大工職	日向野 晴夫	和泉3丁目
理容師	平井 譲治	永福4丁目
配管職	松本 一郎	宮前1丁目
美容師	武者 和美	永福3丁目
とび 職	森田 不二夫	井草3丁目
調理師	山崎 秀次	阿佐谷北4丁目
美容師	四方田 淳一	南荻窪1丁目

(敬称略。50音順)



2年度
成人祝賀のつどい
おめでとう



住まいの地域(町名)ごとに下表の時間にお越しください。

時1月11日(祝) 場杉並公会堂(上荻1-23-15) 区区内在住で平成12年4月2日~13年4月1日
生まれの方(該当する方へ令和2年11月下旬に案内状を発送しました) 園児童青少年課
青少年係☎3393-4760 入場券が届いていない場合は当日発行しますので、新成人である
ことが確認できるもの(学生証・免許証など)を持参し、会場1階の相談係までお越しください

開始予定時間	午前9時	午前11時30分	午後2時	午後4時30分
住所 (町名・丁目)	荻窪、久我山、松庵、高井戸西、西荻北、西荻南、南荻窪、宮前、上荻(4丁目4~10・26~30番)、善福寺(1丁目1~23番、2丁目1~20・22・23番)、上高井戸(1・2丁目)、高井戸東(4丁目3~21番)	天沼、井草、今川、上井草、下井草、清水、本天沼、桃井、阿佐谷北(3丁目5~7・11~43番、4丁目2~12・18~28番、6丁目14~25・27~33番)、上荻(1~3丁目、4丁目1~3・11~25番)、善福寺(1丁目24~34番、2丁目21・24~39番、3・4丁目)	阿佐谷南、大宮、高円寺北、成田西、成田東、松ノ木、阿佐谷北(1・2丁目、3丁目1~4・8~10番、4丁目1・13~17・29・30番、5丁目、6丁目1~13・26・34~49番)、和泉(3丁目5・6・11~16・23~63番、4丁目16・17・46番)、梅里(2丁目)、永福(4丁目)、高円寺南(2~4丁目)、堀ノ内(1丁目8~27番、2丁目5・18~21・32~41番、3丁目4~48番)	下高井戸、浜田山、方南、和田、上高井戸(3丁目)、高井戸東(1~3丁目、4丁目1・2・22~28番)、和泉(1・2丁目、3丁目1~4・7~10・17~22番、4丁目1~15・18~45・47~51番)、梅里(1丁目)、永福(1~3丁目)、高円寺南(1・5丁目)、堀ノ内(1丁目1~7番、2丁目1~4・6~17・22~31番、3丁目1~3・49~52番)
中学校区	荻窪、松溪、神明、西宮、富士見丘、宮前	天沼、井荻、井草、中瀬、東原	阿佐ヶ谷、大宮、高円寺、杉森、東田、松ノ木	和泉、高南、向陽、泉南、高井戸、和田

※開場時間は各開始予定時間の30分前。

広告を募集します

広報すぎなみ

3年4~6月に発行する「広報すぎなみ」に掲載する広告を募集します。

■主な配布方法=新聞折り込み、区立施設、駅などの広報スタンドほか。希望する方へ個別の配布もあり▶発行日=月2回(1日・15日)▶発行部数=約17万部▶掲載料=1号につき1枠1万円(原稿等の作成費用は広告主負担。原稿はデータで提出)▶規格=縦10mm×横235mm▶掲載位置=広報紙中面下部欄外(掲載面は区が決定)▶募集枠=各号4枠 申込書(広報課〈区役所東棟5階〉)で配布。区ホームページ〈右下2次元コード〉からも取り出せます)に広告原稿案を添えて、2月1日午後5時(必着)までに同課広報係へ郵送・持参 同係 審査の上、掲載の可否を後日通知



いずれも詳細は、区ホームページ参照。

区ホームページ(バナー広告)

区ホームページに掲載する広告を募集します。

■掲載位置=トップページ下部▶規格=GIF画像またはJPG形式。縦60ピクセル×横120ピクセル。4KB以下ほか▶掲載料=1月につき1枠2万円(データ等の作成費用は広告主負担)▶募集枠数=月20枠(1社につき月1枠) 申込書(広報課〈区役所東棟5階〉)で配布。区ホームページ〈右下2次元コード〉からも取り出せます)に広告原稿案を添えて、同課広報係へ郵送・持参 同係 毎月5日までの申し込みで翌月1日からの掲載。審査の上、掲載の可否を後日通知



デジタルサイネージ

区役所に設置されている広告付きデジタルサイネージに掲載する広告を募集しています。掲載を希望する方は、各事業者へお問い合わせください。

※モニターの設置箇所により事業者が異なります。



●西棟1階壁面タッチパネル式モニター(1台〈上写真〉)

申込表示灯☎3797-4811

●東棟1階区民課待合スペース(3台)

●中棟1階国保年金課待合スペース(1台)

申込宣通☎6435-8433

今年度の健(検)診はもう受診しましたか？



最終月は大変混み合いますので、お早めの予約・受診をお願いします。各健(検)診の詳細は、区ホームページをご覧ください。

——問い合わせは、杉並保健所健康推進課健診係☎3391-1015へ。

健(検)診の受診期限

健(検)診名	対象 (3月31日現在の年齢)	受診期限(※2)
眼科検診(緑内障・加齢黄斑変性対象)	40・45・50・55・60歳の方	1月31日(日)
区民健康診査	成人等健診	2月28日(日)
	国保特定健診	
	後期高齢者健診	
がん検診	胃がん検診(胃内視鏡検査)	2月28日(日)
	胃がん検診(胃部エックス線検査)	
	肺がん検診	
	大腸がん検診	
	乳がん検診(※1)	
	子宮頸がん検診(※1)	
前立腺がん検査	50・55・60・65・70歳の男性	

※1 2年に一度の検診のため、元年度検診を受診していない方のみ。

※2 医療機関の休診日には受診できませんので、ご注意ください。

男女平等推進センター啓発講座の 企画運営団体を募集します

区民生活の中で男女共同参画をより広く実現していくための魅力的な講座を企画・運営する団体を募集します。

——問い合わせは、区民生活部管理課男女共同・犯罪被害者支援係☎5307-0326へ。

募集团体数

5団体程度(1団体1講座。講座は1~2回)

申し込み

募集要項(区民生活部管理課男女共同・犯罪被害者支援係〈区役所西棟7階〉、男女平等推進センター〈荻窪1-56-3〉)で配布。区ホームページからも取り出せます)を確認の上、応募書類を2月15日午後5時までに同係へ持参(要事前電話連絡)

その他

書類選考に合格した団体は、プレゼンテーションを実施(3月中旬予定)。詳細は、募集要項(右2次元コード)参照



概要

- **実施内容**
男女共同参画に関する講座・講演・ワークショップ・映画・音楽会・朗読会など
- **テーマ・内容例**
 - ◎ **ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍に関すること**
 - ・女性の活躍推進(地域活動や働くこと)
 - ・男性の家事・育児・介護等の促進
 - ・男女共同参画の視点に立った家庭教育支援
 - ・防災における女性の参画
 - ◎ **人権・多様な生き方ほか男女共同参画社会実現に関すること**
 - ・性的少数者の理解の促進
 - ・DV(配偶者等からの暴力)やデートDVの防止
 - ・心と体の健康支援
- **実施期間** 7月~4年2月
- **講座の受講対象者** 原則、区内在住・在勤・在学の方
- **会場** 男女平等推進センター、区立集会施設ほか

8050問題

長期・高齢化するひきこもり ~その理解と関わりのヒント

日時 1月30日(土)午後1時30分~4時

場所 天沼区民集会所
(天沼3-19-16ウェルファーム杉並内)

ひきこもる50代前後の子と80代前後の親が同居し、さまざまな悩み事を抱え、社会的に孤立している家族が増えています。「8050問題」と言われるこの社会問題について理解を深めるため、精神科医に話を伺います。

【講師】講演(筑波大学教授・斎藤環(右写真))、区内の相談窓口の紹介(くらしのサポートステーション職員) 対区内在住・在勤・在学の方 定50名(申込順) 申込1月4日から電話・ファクス(8面記入例)で、在宅医療・生活支援センター包括的支援担当☎5335-7316 FAX5335-7318 他手話通訳あり



訂正とおわび

2年12月15日付広報9面「区民意見を募集します 杉並区地域防災計画(令和3年修正)(案)」の「閲覧場所」に誤りがありました。正しくは「図書館(成田図書館を除く、永福図書館は12月30日まで)」です。

広告

堀ノ内斎場でアットホームな笑顔のお葬式

世田谷セレモニー
杉並松ノ木支店

一期一会からはじまる

なお いいくよう

☎ 0120-70-1194



※広告の内容については、各広告主にお問い合わせください。広告掲載のお問い合わせは広報課へ。